4　登録品種の名称　DELICINZIA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Delilflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第22013号
2　登録年月日　平成24年９月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELICIVETTA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Delilflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第22674号
2　登録年月日　平成25年９月26日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera204
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第八百三十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年九月三十日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第24444号
2　登録年月日　平成27年９月29日
3　農林水産植物の種類
Dicentra Bernh.
4　登録品種の名称　スプリングマジック
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Adrian Bloom
Foggy Bottom Bressingham, Diss Norfolk IP22 2AA United Kingdom

○農林水産省告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
仙台市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成五年三月九日農林水産省告示第二百四十二号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成六年三月十一日農林水産省告示第四百九十六号

二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成六年二月四日農林水産省告示第二百三十五号

二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成六年一月十二日農林水産省告示第五十一号

二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）